

高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務 質疑回答

NO.	質問内容	回答
1	今回のベアリレーの中継地点に関して、種崎自動車教習所だけでなく、シャトルバスの発着場である種崎千松公園も警備の対象であるという認識で良いか	認識のとおりです。
2	昨年度より警備の人員が増えている理由は何か。	2025大会の実績やベアリレーの中継地点の変更を鑑みて設定したものです。なお、仕様書の警備員の配置数(610名)は、2025大会の実績を参考に、あくまで目安を示したものです。
3	海外からの参加者に対して、特別な警備が必要か。	特別な対応は必要ありません。
4	例年、仕様書に明記されていない、JA高知や競馬場といった場所まで警備を実施しているように見受けられるが、仕様書のどの内容で実施しているのか。	仕様書の「3. 警備時間＜当日＞」のうち、「コース周辺の苦情が出やすい地域」にて、コース周辺の施設や駐車場にて関係車両の整理誘導を実施しております。 現状、コース周辺の施設や駐車場の利用状況は確定していないものの、2025大会では以下の施設や駐車場にて関係車両（一般車両、シャトルバス等）の整理誘導等を実施しており、2026大会においても同様の施設や駐車場等にて実施するものと予想されます。 なお、詳細については候補者選定後に協議することとなります。 ＜参考：2025大会＞ 高知競馬場、春野公民館、JA高知研修センター、高知県立坂本龍馬記念館（坂本龍馬記念館については、2026大会での利用予定はありません）
5	運営による業務の範囲や、警察が実施する範囲を事前に示してもらうことで連携内容が記載できると考えているため、事前にその範囲を示してもらえないか。	運営との業務の連携については、ご提案いただいた警備計画書の内容等に応じて実行委員会側で調整し、実施していくものになりますので、事前にお示しできるものはございません。 なお、警察との連携についてですが、仕様書の「4. 委託業務」のうち、「(3)警備計画書の作成」に記載のとおり、受託者の方で警察署等関係機関と協議を実施することになりますので、実行委員会側で事前にお示しするものはございません。
6	今年度より契約書の案が示されている理由は何か。	本委託業務においては、高知県が独自に定める「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に準じて実施しており、その中で契約書(案)を事前を示す形となったためです。
7	質問1: 質疑・回答プロセスにおける追続質問機会の確保 質問内容: ①10月17日のオンライン説明会にて参加者があげた質疑について、実行委員会様が即時回答できない案件がありました。10月20日（質疑締切）までに回答をいただけない場合、その回答内容について質問する機会が失われてしまいます。 このような場合、10月27日の質疑回答掲載時に、説明会での未回答質問に対する回答と、その追続質問を含めていただくことは可能でしょうか？ ②さらに一般的には、本質疑に対する実行委員会の回答内容について、参加者が「より詳しい説明が必要」と判断した場合、再質問できる仕組みがあるのか確認いただきたい。 質問内容が複雑である場合、初回の回答では完全に理解できない可能性があります。このような場合の対応方法を教示いただきたい。 背景・理由: 参入業者が「正確に理解した状態」で企画提案を作成できることは、実行委員会側にとっても「より質の高い提案」が集まることにつながります。質疑・回答プロセスが「一度限り」ではなく「相互確認可能」であることで、プロポーザルの精度が向上すると考えます。	①本プロポーザル審査会に関する質疑・回答については、説明会時にいただいた質疑及び今回の質疑書でのみ受け付けることとしています。 ②質問の回答に対する更なる質問が想定される場合には、その内容を質疑書に予め記載いただくようお願いいたします。
8	質問2: 質疑回答プロセスにおける十分な説明の確保 質問内容: 昨年度のプロポーザルにおいて、質疑と回答が「完全には合致していない」と感じられるケースが存在しました。 ①本プロポーザルにおいても、このような「質問の意図と回答内容がやや異なる」ような場合、参入業者が「より詳細な説明をお願いしたい」と判断した場合、どのように対応すればよいか教示いただきたい。 背景・理由: 参入業者が「正確に理解した状態」で企画提案を作成することは、実行委員会側にとっても「より質の高い提案」が集まることにつながります。質疑・回答に関して「疑問が残ったまま」では、精度の高い提案作成が困難になります。 スケジュール上の制約があることは理解していますが、警備提案の精度向上と安全性確保の観点から、質疑回答プロセスの柔軟な対応をご検討いただきたい。	過去の質疑回答において、完全に合致していないと感じられたケースについては、今後、質問者の意図に応じた回答ができるよう努めます。 そのうえで、上記回答7①で回答しておりますとおり、今回の質疑書でのみ受け付けることとしておりますことご理解ください。
9	質問3: 警備人員配置の増加根拠の明催化 質問内容: 2025年度と2026年度の仕様書を比較すると、当日警備人員が575名から610名に増加しています(+35名)。 昨年度のプロポーザル質疑では、同様の質問に対して「仕様者の警備員の配置数(575名)は、前年度の大会の実績を参考に、あくまで目安を示したものです。このため、企画提案書作成要領に基づき、参加申込者が考える警備計画の内容で企画提案を行ってください。」との回答が返されています。 一方、見積限度額は18,500千円から22,251,680円に増加しています(+20.3%)。警備人員と時間の増加が約6～9%である一方、見積限度額が20.3%増加している理由が不透明です。 ①本年度(2026年度)において、610名という人員数に至った根拠を明示していただきたい。特に、参加者数の動向との関係性、および増加に伴う配置エリアの変化について、可能な限りの説明をお願いします。 ②説明会の際に質疑として挙げた通り、昨年度の参加者数が減員しているにも関わらず、本年度で警備人員が増加した理由について、改めて確認させていただきたい。 ③新規参入業者が「適切な見積もり」を作成するためには、このような基礎情報(人員数、時間数)がなぜこの数値になったのか)が明確であることが不可欠です。実行委員会が想定している「警備体制の全体像」の概要をお示しいただけますか。 背景・理由: 仕様書に示された「575名から 610名」への増加という数字のみでは、新規参入業者が「合理的な見積もり根拠」を判断することが困難です。	①回答2のとおりです。 ②本年度の警備人員の増加の理由は、参加者の増減に関わらず回答2のとおりです。 ③プロポーザル方式とは、対象の委託業務に対する発想や課題の解決方法、実施体制などの企画提案書の提出を求めて、業務を履行するうえで最も適切な企画提案力や問題解決力、技術力などを有する随意契約の相手方となる候補者を選定する方式であり、実行委員会側が示す見積限度額に対し、提案事業者側がその限度額の範囲内で独自の提案を実施いただくものです。そのため、実行委員会側が持つ積算基礎の情報及び経緯を基に提案事業者が見積もりを推察し算出するものではなく、提案事業者独自の提案内容に基づく見積もりを算出してください。その上で、見積内容が見積限度額内に収まるかどうかを検討いただき、提案の有無について提案事業者側で判断してください。 なお、実行委員会が考える「警備体制の全体像」については、仕様書のとおりです。
10	質問4: 見積限度額の構成根拠と最低賃金への対応 質問内容: 昨年度質疑 No.5①②では、見積限度額の増減理由と、最低賃金引上げへの対応が質問されています。実行委員会の回答は「前年度の大会の実績や今回の大会の計画、国内の経済状況等を基に仕様書の見積限度額を算出しています。」とのことでした。 この回答から、見積限度額がどのような要素で構成されているのか、具体的には把握できない状況です。 ①見積限度額 22,251,680円が、以下のどの要素で構成されているのか、可能な範囲で情報提供いただきたい: ・ 前日警備(104時間)の人件費 ・ 当日警備(3,400時間、610名程度)の人件費 ・ その他経費(装備、保険、管理費など) ②最低賃金が令和6年10月9日に引き上げられ、2026年12月1日にはさらに時給 1,023円となることが予定されています。見積限度額の設定根拠となった「単価」はどの時点(どの最低賃金レート)の情報に基づいているの、確認させていただきたい。 背景・理由: 警備業務は労務費の比重が高い業種です。最低賃金の変動は見積額に大きく影響します。新規参入業者が「適切な見積もり」をするためには、見積限度額がどの時点の最低賃金情報に基づいているのか、明確な説明をお願いします。	①見積限度額の構成要件としては、前日及び当日警備の人件費、計画書や報告書作成等の事務手続きに係る人件費、備品や保険等のその他必要経費となっております。 ②見積限度額については、公募開始時点における高知県の公共工事設計労務単価等を基に算出しております。

11	質問5:業務保証人と次点者の「役割分担」の明確化 質問内容:昨年度質疑 No.8に対する実行委員会の回答は「契約の相手方の決定については、審査後に候補者との協議が整わない場合に次点者と交渉を行います。」とのことでした。 一方、仕様書第5条では「業務保証人」をたてることが義務づけられています。以下について明確化をお願いします: ①受託者が契約後に業務遂行不可能となった場合、業務保証人と次点者の役割分担はどのようになるのか。特に「次点者がいない場合」と「次点者がいる場合」で、対応が異なるのか、教示いただきたい。 ②業務保証人をたてることが義務づけられている以上、その発動条件(「いかなる場合に業務保証人が業務を引き継ぐのか」)を、可能な限り具体的に教示いただきたい。 背景・理由:受託側として「契約後に何か問題が生じた場合、どのような責任体制となるのか」が明確であることは、適切なリスク管理に不可欠です。業務保証人と次点者の役割が明確であれば、より安定した業務遂行が可能になります。	①受託者が契約後に業務遂行上不可能となった場合、業務保証人が受託者に代わって委託業務の完成を実施していただくことになります。次点者はあくまで契約前の交渉相手の一人であるため、契約後の役割はございません。 ②様々なケースが想定されますが、原則として当該委託業務の責務が果たせない場合に業務保証人に実施いただくことになります。
12	質問6:下請け・協力備会社の役割分担と責任体系 質問内容:本業務では 610名程度の警備員配置が想定されており、複数の協力業者との協働が必然的と考えられます。以下について明確化をお願いします: ①協力業者についても「高知県の競争入札参加資格者登録(警備業務)」が必須要件ですか? 背景・理由:受託者として「契約上どのような要件が必要なのか」を事前に把握することは、契約交渉段階での条件設定に不可欠です。	①協力業者については必須ではございません。
13	質問7:2025年度実績に基づく「前年度課題」の情報開示 質問内容:2025年度の実績情報について、以下を確認いたします: ① 2025 年度の警備実施状況における「対応困難だった課題」「改善すべき点」「今後の課題」などが存在する場合、その情報が 2026年度の参入業者にも同等に利用可能でしょうか? ②現在のところ、過去受託者が「自社の実績情報」を保有し、新規参入業者は「一般的な想定」でしか計画を立てられません。 このような情報格差の是正として、以下のいずれかのご対応をお願いしたい: ・方法①:2025年度実績報告書の「非機密部分」(個人情報を除く統計情報など)の全参入業者への提供 ・方法②:本質疑への回答として、「2025年度に対応した主要な課題」と「2026年度への改善予定」の明示 ・方法③:資料の事前配布(郵送、メールなど)による「前年度実績解説資料」の提供 公募型プロポーザルの基本原則は「すべての参入業者が同等の情報に基づいて競争すること」です。この原則を実現するため、最低限のご対応をお願いします。 ③実施計画は最大配点項目(50点)です。過去実績情報の有無は、提案の精度に直結します。新規業者と既存業者が「同等の情報」で競争できる環境を確保することは、実行委員会側にとってもメリット(より質の高い提案が集まる)があるはずです。 背景・理由:「過去受託者のみが有利」という構造は、長期的には「プロポーザル制度そのもの」への信頼を損なわせます。	①「対応困難だった課題」や「改善すべき点」、「今後の課題」を含む、前年度の実績を踏まえたうえで、本プロポーザルの仕様書を設定しております。なお、個別具体的内容については、過去の受託者の非開示情報を含む場合があるため、この場での回答は控えさせていただきます。 ②上記13①にも回答しておりますが、個別具体的内容については、過去の受託者の非開示情報を含む場合があるため、報告書や解説資料の事前配布等は実施しません。 ③については質疑では無いため、回答は控えさせていただきます。
14	質問8:契約後の警備実施から報告までの具体的なプロセス 質問内容:本質疑では「受託するべきか、リスク判断ができない」という根本的な課題があります。仕様書第4条には「警備計画書の作成」「業務実施報告書の作成」が記載されていますが、以下の具体的なプロセスが不明確です: ①契約後～大会前までのプロセス: ・警備計画書はいつまでに作成・提出すべきか ・その計画書に対して、実行委員会からどのような「修正指示」が入るのか(その修正に伴う経費変更は認められるのか) ・警察署との協議(仕様書第4条③)を「誰が、いつ行うのか」 ・警備員研修はいつ、どこで、受託者が主導で行うのか、実行委員会が主導で行うのか	①警備計画書の作成時期、警察署との協議の時期、警備員研修を含めて本プロポーザルで提案いただくものになります。また、実行委員会からの計画書の修正指示は、その内容に応じて実施するものになります。その際の経費変更については、その内容に応じて協議するものになります。
15	②大会期間中のプロセス: ・実行委員会の「指揮命令」はどのような形式で下達されるのか(書面、電話、無線など) ・受託者側から「実行委員会への報告」はどのような形式で行うのか ・予期しない事態(急病、事故など)が発生した場合の「対応指示」はどのような手順か	②実行委員会からの指揮命令・予期しない場合の対応指示については、本プロポーザルにてご提案いただく実施体制に応じて選定後に協議いたします。なお、実行委員会への報告はその内容・状況に応じて異なりますが、主に電話・メール・口頭等の方法にて報告いただくことを想定しています。
16	③大会後のプロセス: ・業務実施報告書には何を記載すべきか(様式例の提示は可能か) ・その報告書に対して、実行委員会からの「指摘・修正」はあるのか ・報告書作成にかかった費用(時間数など)について、追加請求は可能か	③業務実施報告書には、仕様書に記載する内容(配置人員・実績等)を基に実施した内容を記載いただきます(様式自由)。なお、提出された報告書に対し実行委員会が検査を行い、場合によっては、指摘・修正等の補正指示を出します。この場合において、受託者は費用の追加請求はできませんので、報告書作成に係る費用についても予め見積りに含めご提案いただくようお願いします。
17	④契約金の支払いフロー: ・契約金の支払いは「前払い・期中払い・後払い」のいずれか ・予期しない事態による「追加経費」が生じた場合の対応は 背景・理由:受託側としては「契約金 22,251,680円で、どこまでが対応義務なのか」が不明確では、受託後のトラブルが避けられません。 現在の仕様書は「大会当日の警備業務」についてのみ記載されており、「契約～警備実施～報告完了」までの全体プロセスが見えていません。 これは新規参入業者にとって「受託してよいか判断できない」という根本的な課題です。現在のところ、過去受託者が「前回実績の経験」を有しており、新規参入業者は「一般的な想定」でしか計画を立てられません。 公平な競争環境を実現するためにも、このプロセスの「可視化」をお願いします。	④契約金の支払いは特別な理由がない限り、事業終了後の「精算払い」を原則としております。予期しない事態による「追加経費」の対応については、その内容について契約書(案)第37条(疑義の決定等)にて協議します。

18	1仕様変更・中止・期間短縮(第14条・第17条) Q1-1 甲起因の変更/中止/短縮時の増減額・実費補償の算定式は？ 要望:単価見直し・実費＋一般管理費率の補償を明文化。 (該当箇所抜粋) 第14条甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。 補足質問: 「甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。」とありますが、協議結果により甲都合の変更・中止であっても乙側に費用負担が発生する可能性がある理解でよいでしょうか。もしそうであれば、乙の責任範囲を制約することは可能でしょうか。 意図・背景:仕様変更・業務中止が甲都合で発生した場合、乙に追加費用が発生するため、その補償範囲を明確にする必要があります。補償根拠を明文化することで、実施後の紛争を防ぎます。	質疑に対し回答をする場であり、事業者からの要望にお応えする場ではないことをご理解ください。 なお、補足質問に対してですが、その内容について契約書(案)第37条(疑義の決定等)にて協議します。
19	2危険負担(第18条) Q2-1 不可抗力(天災・公権力措置等)および甲起因の損害は甲負担で相互免責とする認識でよいか。 要望:不可抗力免責および第三者損害の按分規定を追加。 (該当箇所抜粋) 第18条の2甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。 意図・背景:自然災害・行政指導などこの管理外で発生する損害までが負担するのは不公平です。不可抗力免責を設けることで、双方の責任範囲を適正化します。	不可抗力及び甲起因の損害については、一律に甲負担になるものではございません。なお、その責任の所在等の内容については、契約書(案)第37条(疑義の決定等)にて協議します。
20	3検査・補正の有償化(第19条3項) Q3-1 仕様追加・変更起因の補正は別途協議・有償とする但書を追加可否。 要望:仕様変更や追加作業に伴う費用を有償とする明記を要望。 (該当箇所抜粋) 第19条3項前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。 意図・背景:甲側の指示や仕様変更による再作業を無償とするのは実務上成立しません。原因の所在を区別し、有償扱いを明示することで円滑な対応が可能になります。	
21	4以内契約の「適正支出」基準(第19条の2) Q4-1 人件費・間接費の計上基準、証憑要件、不可項目を一覧で提示願います。 要望:算定表(フォーマット)を契約添付。 (該当箇所抜粋) 第19条の2契約書に確定的な委託料の額を定めずその限度額のみを定めた実費弁貸方式の契約においては、乙が支出した経費のうち適正と認められる金額をもって委託料の額を確定する。 意図・背景:「適正支出」の解釈が曖昧なままでは経費精算時にトラブルが発生します。計上基準を事前共有することで双方の確認作業を円滑にします。	質疑に対し回答をする場であり、事業者からの要望にお応えする場ではないことをご理解ください。 なお、契約書の文言の追加・変更について、候補者選定後、協議していただくことは可能ですが、原則として契約書(案)のとおりとします。

22	5遅延・延滞(第22条) Q5-1双方同率・同条件(免責事由・上限日数含む)で対称化する改定可否。 要望:政府決定率の適用対称化と年率上限の設定。 (該当箇所抜粋) 第 22条(略)乙が履行遅滞となった場合は延滞利息を支払うものとし、その利率は政府契約の例による。 意図・背景:遅延利息・違約金に関して、甲のみ優遇されるのは不公平です。相互の立場を平等とすることで、公契約としての適正性を担保します。	
23	6甲の解除+違約金10%(第24条) Q6-1一律10%は過大。実損主義・上限(例:5%)・解除事由の限定化に応じるか。 要望:催告・治癒期間の明記と違約金の上限引下げ。 (該当箇所抜粋) 第 24条2項前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、契約金額の10%に相当する違約金を支払わなければならない。 意図・背景:実際の損害を超える一律10%の違約金は不当条項に該当する恐れがあります。相当額の範囲に限定することで、契約のバランスを確保します。	
24	7談合等に係る賠償・違約罰(第29条・第29条の2) Q7-1賠償予定10%と違約罰20%の重複は均衡を欠く。どちらか一方且つ実損限度へ改定可否。 要望:違約条項の削除／大幅減額、重複適用の禁止。 (該当箇所抜粋) 第29条及び第 29条の2(略)談合、虚偽申告等を行った場合には契約金額の10%または20%を違約金として支払う。 意図・背景:刑事罰・行政処分とは別に重複制裁を設けるのは過剰です。民事契約上の責任は実損に基づくべきであり、違約罰の二重適用は過大です。	
25	8 任意解除(第25条) Q8-1解除時補償範囲を出来高+発生実費+合理的利益(例:未回収間接費率0%)まで明文化可否。 要望:解除時補償を出来高・実費・利益分に限定的明文化。 (該当箇所抜粋) 第 25条甲は、必要があるときは、この契約を解除することができる。 意図・背景:「必要があるとき」という抽象的理由で解除された場合、乙に損失が生じます。補償基準を明示することで、公正な契約解除運用を担保します。	
26	9著作権・公表(第32～34条／表紙7.帰属欄) Q9-1乙の実績公開・提案再利用を可能にするため、 要望案A: 乙帰属+甲に無償・非独占・目的限定ライセンス 要望案B: 共有(甲の二次利用は本件目的・広報に限定) いずれかを選択下さい。 (該当箇所抜粋) 第34条成果物の著作権は甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく公表してはならない。 意図・背景:成果物の著作権をすべて甲に帰属させると、乙は自社実績として活用できなくなります。乙の創作権を守ることで、将来的な取引継続や品質向上にも資します。	質疑に対し回答をする場であり、事業者からの要望にお応えする場ではないことをご理解ください。 なお、契約書の文言の追加・変更について、候補者選定後、協議していただくことは可能ですが、原則として契約書(案)のとおりとします。
27	10再委託(第5条、別記第7) Q10-1 軽微作業は事後報告、資格保有者に限る包括承諾の適用可否。 要望:派遣・下請の実務運用を阻害しない運用基準の明示。 (該当箇所抜粋) 第5条乙は、甲の承諾を得なければ、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。 意図・背景:警備業務では突発的な応援配置や補助作業が発生します。事前承諾が必須では実務が停滞するため、包括的承諾を設定し柔軟運用を可能とする目的です。 なお、警備業務は警備業法により「派遣・下請」が原則禁止されております。この点を踏まえ、本質疑における「再委託」の表現・趣旨に問題がないかご確認ください。必要に応じて、法整合性を保った文言整理をお願いします。	
28	11文書提出義務(第29条の3) Q11-1提出対象を「本契約に直接関連し、守秘に抵触しない範囲」に限定、提出期限は5営業日に緩和可否。 要望:提出範囲の限定および提出期限の緩和。 (該当箇所抜粋) 第 29条の3 乙は、契約に関する書類等を甲の求めに応じて提出しなければならない。 意図・背景:すべての文書写しを即時提出する義務は守秘義務との抵触や事務負担を招きます。提出範囲を限定し、現実的な期限を設けることで誠実な履行が可能となります。	
29	12裁判管轄(第38条) 12-1 高知地裁の専属合意は不採用。乙本店所在地地裁との併存合意へ修正可否。 要望:管轄裁判所を併存合意とする修正。 (該当箇所抜粋) 第38条この契約に関する訴訟については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 意図・背景:専属管轄を一方に限定すると、遠隔地の乙に不当な負担が生じます。	